令和８年（フ）第７８４１号
東京都練馬区早宮１丁目25―１―307
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４３号
東京都中央区佃２丁目５―13―201
債務者　尾崎あかね
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４７号
東京都北区王子４丁目１―12―508
債務者　飛田　　咲
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４８号
東京都板橋区東新町２丁目３―２―102
債務者　小堀みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４９号
東京都荒川区南千住８丁目４―13―704
債務者　杉本　　匡
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５２号
東京都江戸川区西小松川町28―５
債務者　星　　玲里
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５８号
東京都調布市八雲台２丁目15―12―219
債務者　松坂有希乃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９３号
東京都品川区戸越１丁目21―13―103
債務者　板場　俊祐
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１０号
東京都練馬区関町北２丁目30―９
債務者　森　　圭司
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１２号
東京都板橋区双葉町22―８―101
債務者　江頭　直幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５１号
東京都練馬区西大泉５丁目９―28　大泉エスポアー１　301
債務者　西山　悠里
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５７号
東京都目黒区柿の木坂２丁目９―８―203
債務者　水沼　麗菜
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９５号
東京都台東区三ノ輪２丁目15―５―401
債務者　福島サイサモンこと　フクシマサイサモン
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５９号
大阪市城東区東中浜８丁目５番26号
債務者　田中　俊子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８９８号
東京都練馬区南田中４丁目７―21―206
債務者　佐藤由起子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部